

金融検査指摘事例集

(平成17検査事務年度)

平成18年7月
金融庁検査局

目次

・はじめに	1
・ I . 預金等受入金融機関	3
i . 法令等遵守態勢	3
ii . 顧客保護等管理態勢	11
iii . リスク管理態勢（共通）	16
iv . 自己資本管理態勢	21
v . 信用リスク管理態勢	24
vi . 資産査定管理態勢	29
vii . 市場関連リスク管理態勢	34
viii . 流動性リスク管理態勢	37
ix . オペレーショナル・リスク管理態勢	39
x . その他	44
・ II . 保険会社	45
・ III . 行政処分に繋がった検査	54

はじめに

金融検査指摘事例集は、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点などから作成・公表しているものである。

金融庁検査局では、平成 17 検査事務年度の検査基本方針において、金融検査評定制度の導入を進めるなどとともに、検査重点事項として、

- ① 利用者保護への対応
- ② 中小企業の事業再生や地域の再生・活性化への対応
- ③ プロセス・チェックに重点を置いた法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の広範な検証
- ④ 金融の国際化・構造変化への対応

を掲げ、さらに下記の項目を業態別重点事項として検査を行ってきた。

本指摘事例集は、上記の方針のもと、17 検査事務年度に行った検査での指摘事例を中心に、16 検査事務年度に行った検査の指摘事例も一部交え作成している。

また、金融検査評定制度の施行に向けた取組として、預金等受入金融機関については、18 年 1 月からの金融検査評定制度の試行期間等に行った、評定目線に関する金融機関と検査官との議論を踏まえ、評定段階が C 評価となった評定に関する事例を紹介することとした。

金融検査における指摘事項は、金融機関の規模・特性により傾向が異なることから、本事例集作成の趣旨を踏まえ、預金等受入金融機関については、指摘事項ごとに「主要行等及び外国銀行支店」「地方銀行」「信用金庫及び信用組合」の 3 つのカテゴリーを示している。

なお、上記のように、各業態での指摘の特徴を踏まえた事例を中心に掲載しているものの、ある業態での指摘事例とされているものであっても、その他の業態では指摘していないというものではないことから、金融機関の自主的・持続的な経営改善に結びつけるためには、他業態の指摘事例とされている事例についても参照することが有益である。また、特に評定については、金融機関の規模・特性等により、同じ事象が生じている場合でも、各金融機関によって指摘振りや評価等が異なることがあることに留意が必要である。

(注) 掲載事例数は、業態や項目ごとの検査における指摘数を反映しているものではない。

(参考) 業態別重点事項

預金等受入金融機関

預金等受入金融機関については、個別金融機関の状況に応じ、不良債権の早めの認知・対応の観点から信用リスク管理態勢の検証を行う。また、一部の金融機関における仕組債等の保有状況にも留意して、市場関連リスク管理態勢の検証を行う。さらに、統合リスク管理態勢、個人情報等の保護やシステム統合の動き等を踏まえたオペレーショナル・リスク管理態勢、本人確認義務等を含む法令等遵守態勢を検証する。

信託銀行・信託会社

信託銀行・信託会社については、忠実義務、善管注意義務の履行状況等の信託業務固有のリスク管理態勢、改正された信託業法に基づく新たな信託業務の検証を行う。

保険会社

保険会社については、募集チャネル及び保険商品の多様化を考慮して、顧客保護、とりわけ代理店を含む保険募集管理、保険金等支払の適切性、また、アンダーライティングに係る管理態勢、資産運用リスク管理態勢、責任準備金等の積立ての適切性等を検証し、これらに係る経営管理について検証する。また、保険業法改正による少額短期保険業者に対する検査に取り組む。

外資系金融機関

外資系金融機関については、上記の業態別の事項を踏まえつつ、グローバルで展開される高度かつ複雑な取引における業務の適切性及び法令等遵守態勢について検証する。さらにグループとしてのリスク管理態勢を検証する。また、本人確認義務等に係る管理態勢を検証する。

I. 預金等受入金融機関

i. 法令等遵守態勢

1. 評定に関する事例

評定に関する事例については、評定段階がC評価となった事例を掲載しているが、評定結果については、金融機関の規模・特性等により、同じ事象が生じている場合でも、各金融機関によって指摘振りや評価等が異なることがあることに留意が必要である。

(1) 不祥事件の再発防止策等の対応が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 多額の現金着服事件の発生により、業務改善命令を受けたが、その後も預金着服等の不祥事件が多発している。

【評定結果】

不祥事件の発生により業務改善命令を受け、その後も顧客預金の着服事件等が発生しているにもかかわらず、経営陣は改善のための具体的な指示等を行っていないほか、以下のような問題が認められ、法令等遵守態勢が不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 業務改善計画において、顧客からの預り物件の管理の厳正化に取り組むとしているにもかかわらず、依然として通帳の簿外預りが認められる。
- ・ 業務改善計画で徹底するとされた連続休暇の取得等が守られていない。

(2) 保険業法違反の事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 前回の当局検査で、国債・投資信託・保険の無資格・無登録者による販売が多数認められた。

【評定結果】

前回の当局検査において、上記のような法令違反が認められるとの指摘を受けているにもかかわらず、依然として、生命保険の窓口販売に関して、事務点検等によって、保険業法違反（構成員契約規制違反）が発覚しているが、所管部署はコンプライアンス委員会等に報告せず、発覚した営業店に対してのみ注意喚起等を行ったため、その後も他の営業店で同様の違反行為が繰り返し行われ、更に当該事案について懲罰規定の適用に係る検討が行われていないなどの問題点が認められ、法令等遵守態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

(3) コンプライアンス体制の整備が不十分で、疑わしい取引の届出に係る対応等が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 前回の当局検査において、コンプライアンス・マニュアルが整備されていないなど、コンプライアンス体制が脆弱であるとの指摘を受けている。

【評価結果】

法令等遵守態勢については、前回の当局検査における指摘を踏まえ、コンプライアンス委員会の設置やコンプライアンス・オフィサーの配置に加えて、各部署にコンプライアンス担当者を兼任させたほか、コンプライアンス関係規則集の整備など、体制整備に着手したとしている。

しかしながら、コンプライアンス委員会は、設置規程がなく構成員も決められていないほか、コンプライアンス・オフィサーは、兼任している他の業務が多忙なため、コンプライアンス担当者に対する必要な指導・監督を行っていないなど、支店経営陣による法令等遵守態勢への取組はまだまだ不十分であり、以下のような問題が認められるので、改善の必要がある事例。

- ・ 疑わしい取引に該当するか否かの検証態勢については、支店長をリーダーとした担当部署を設置し、営業部等への指導・監督などを行うとしているが、担当部署の活動実態はなく、また、疑わしい取引の判断基準などが明文化されていないほか、名寄せ管理や営業部における抽出漏れのチェック体制の整備が行われていない。
- ・ 警察等からの捜査関係事項照会の対象となった顧客や新聞等による犯罪報道に係る被疑者等との取引について、コンプライアンス・オフィサーなどは、警察当局の捜査が進められている事案は疑わしい取引の届出が不要と誤認し、疑わしい取引に該当するか否かの検証を行っていない。
- ・ 当庁に対する報告については、支店長やコンプライアンス・オフィサーなどが十分にその内容を検証していなかったことから、報告内容が実態と異なったものとなっている。

(4) 理事との間の取引や国債の窓口販売に係る手続が不十分などの事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 前回の当局検査において、員外貸出に係る指摘や、理事との間の取引について理事会の事前承認が得られていないとの指摘を受けている。

【評価結果】

法令等遵守態勢については、理事との間の取引や国債の販売などについて以下のような問題点が認められ、不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 前回の当局検査での指摘事項の改善策として、員外貸出に関し、員外貸出防止取扱手順書を作成したほか、理事との間の取引に関し、融資申込書

及び稟議書を理事会に上程の上、事前承認を得て実行することとしているものの、改善対応策が十分周知徹底されていないことから、新たな員外貸出や、貸出金額や貸出金利等の条件が事前に理事会で承認されていない理事事との取引が依然として認められる。

- ・ 国債の窓口販売については、証券取引法第 65 条の 2 第 5 項において準用する同法第 64 条第 2 項に反し、無登録者による販売が認められる。さらに、当該事例について、営業店長等は無登録者による販売と承知していたにもかかわらず、コンプライアンス統括部署へ報告していない。

2. 指摘事項について

(1) コンプライアンス委員会の機能発揮

コンプライアンス委員会については、法令等遵守態勢の整備・強化や不祥事件対応等を設置目的としているが、不祥事件発覚後に当局に対し提出した改善策等について、同委員会では検討を行っていないほか、改善策の有効性に係るフォローアップも行っていないなど、機能発揮が不十分なものとなっている事例。[地方銀行]

(2) コンプライアンス・マニュアルの見直し

コンプライアンス・マニュアルについて、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の改正や個人情報の保護に関する法律の施行等が行われているにもかかわらず、これらを踏まえた適時適切な見直しが行われていない事例。[地方銀行]

(3) 本人確認義務等

- ・ インターネットによる口座開設の申込予約時において、所管部署による名寄せデータに基づく本人確認のための事前のチェックや本人確認作業の実施状況の検証が不十分なことなどから、法令等では確認書類として認められていない学生証により本人確認を実施するなど本人確認が不適切な事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 郵送やインターネットなど非対面による未成年者名義の預金口座の開設に当たり、単に送付された本人確認書類によってのみ確認を行い、家族の名義を借りたにすぎない口座等の開設防止の観点からの検証を行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 在留外国人の本人確認について、入国後に本人が住所を書き入れた外国政府発行の旅券のみで済ませ、我が国における住居の確認を的確に行っていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

- ・ 第三者が入手可能な書類で本人確認を行い、口座開設を行う場合において、本人確認書類に記載された住所宛の郵送等による確認を行わずに取引を行っている事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 営業店における本人確認事務が改善されないことから、本部において検証することとしたが、取引開始後の検証段階で本人確認書類が完備されれば良いとの誤った認識から、営業店に対する指導等が十分に行われず、営業店の事務が改善されないなど、厳格な取扱いを行う態勢が構築されていない。このため、有効期限が経過した公的証明書による確認や、本人確認記録における必要事項の未記録などの事例が多数認められる事例。[地方銀行]

(4) マネー・ローンダリング防止への取組

- ・ 警察当局からの捜査照会において、ネット詐欺事件の振込口座であること等の記載があるにもかかわらず、営業店から本部に対し報告を行っていない、あるいは、報告書を作成したものの、営業店において、長期間未提出のまま放置されているなど、疑わしい取引に係る届出の要否が十分に検討されていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 捜査機関から照会があった預金取引等について、報告対象から一律に除外していることから、届出を要するか否かの検証が行われておらず、振り込め詐欺事件に関連するなど犯罪収益等に利用されている疑いのある取引等について、当局に対する届出が行われていない事例。[地方銀行]、[信用金庫及び信用組合]
- ・ 多額の出入金が頻繁に行われている口座等に関し、営業店から本部に報告があったにもかかわらず、届出の要否の検討が行われていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(5) 預金口座の不正利用防止等への取組

- ・ 預金口座が不正に利用されることの防止策を講じているものの、その周知徹底が十分に図られていないため、同一者による複数店舗における多数の口座開設により振り込め詐欺に利用されている事例。[地方銀行]
- ・ 不特定多数の者からの振込入金、その日のうちに全額払い出されているなど、振り込め詐欺に使用されている疑いのある普通預金口座を把握しているにもかかわらず、取引停止措置等の必要性の検討が行われていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 盗難通帳による払戻しに対する再発防止策として制定した本人確認チェ

ックシートを使用せず、預金者本人への意思確認を行わないまま、代理人と称する者に対し、預金の払戻しに応じている事例。[地方銀行]

(6) 事故防止等に向けた取組

- ・ 人事ローテーションについては、同一部署に長期間在籍し、かつ、担当替えが行われていない職員が認められるが、その職務内容が高度の専門性を要するものであるかどうかという観点からの検証や、長期在籍に係るリスクの検討が十分に行われていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 事故防止のための人事管理については、正職員については、人事ローテーションや連続休暇制度を実施しているものの、派遣社員等については、連続休暇制度等の職場離脱制度を実施していない事例。[地方銀行]
- ・ 職場離脱制度については、営業面への影響等を考慮するあまり、連続休暇の取得を一定期間に集中させ、業務点検の内容が不十分なものとなっており、事故防止策としての実効性が十分に確保されていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 不祥事件等の再発防止に向けた取組について、事務取扱規程の改正を行っているが、内部監査において、当該規程に反する取扱いが多数指摘されているにもかかわらず、コンプライアンス委員会で対応策の検討が行われておらず、その後も同様の不備が認められるなど、再発防止策が有効に機能していない事例。[地方銀行]
- ・ 不祥事件等への対応について、営業店における現金違算に係る原因究明が不十分で適切な対応策が講じられていないことから、職員による現金着服といった不祥事件が短期間に再発している事例。[信用金庫及び信用組合]

(7) 証券取引所適時開示規則等に基づく適時開示

東京証券取引所より「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に定める適時開示情報に該当すると指摘を受けて対応を行っており、適時開示情報の判定が不十分な事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(8) 流動化スキームの妥当性の検証

顧客不動産の流動化取引において、オリジネーターが自行にファンド組成のためのコンサルティング手数料を支払っており、稟議書や業務契約書の内容をみると、当該手数料は流動化スキームの組成コストと認められる蓋然性が高い。このため、オリジネーターのリスク負担割合から判断すると、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に係る実務

指針」上、オフバランスの要件を充足しない可能性があるにもかかわらず、これらの検証が不十分なままノンリコースローン及び信託受託に取り組んでいる不適切な事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(9) シンジケート・ローンの手数料に係る検討

手数料収入の増大のために推進しているシンジケート・ローン業務については、法令等遵守の観点からの経営陣の関与や所管部署におけるリーガルチェックやコンプライアンスチェックがないまま業務を拡大したことから、当該業務に係る手数料が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第4条に違反する可能性が高いものとなっている事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(10) 海外支店の管理

- ・ 海外支店については、同支店長が最高責任者として任命されていることなどから、同支店内に設置されている本部直轄部署を含め、管理を行うことが求められているものの、事務分掌規定においては、本部直轄部署に対するコンプライアンス等に係る管理権限等が定められておらず、責任の所在が明確なものとなっていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 海外支店におけるコンプライアンス上の問題点や事務過誤等については、本部の業務担当部署を経由してコンプライアンス担当部署に対し報告が行われているものの、事務分掌規定において、当該業務担当部署における権限等が定められていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(11) 子会社の管理

子会社の管理については、所管部署における子会社に対する指導が不十分であることから、子会社において発生した不祥事件について、子会社からの報告が適時に行われず、当局への届出が大幅に遅延している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(12) 信託業務関係

① 善管注意義務

- ・ 信託財産の管理運用に係る検証態勢が不十分なことなどから、善管注意義務に反し、外国株式の還付金請求を失念するなどにより、信託財産を毀損し、損失の補填を行っている事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 指定単の運用において、システムによる発注数量に誤りがあったため、大量の株式空売り約定を発生させているにもかかわらず、運用ガイドラインに反し当該約定について委託者へ報告せず、委託者からの指示がないまま処理を決定・実行し、その結果も委託者へ報告していないなど善管注意

義務に反している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

- ・ 財務状況が悪化している土地信託について、配当が困難であるにもかかわらず、委託者に対する銀行勘定による貸出金の回収のために信託配当を継続しているなど、土地信託に融資を行っている他の信託の受益者の利益を損なうおそれがあり、善管注意義務に照らし、不適切な事例。[主要行等及び外国銀行支店]

② 最良執行義務

顧客指示事項の確認の失念や運用ガイドラインの理解不足から格付基準外の債券を購入した事例や、売買発注約定相違や売買銘柄相違などの最良執行義務に照らし、不適切な事例。[主要行等及び外国銀行支店]

③ 再信託先の管理

- ・ 受託信託を再信託している会社において、多数の事務ミスやトラブルが発生し、中には、同一の委託者に対して手数料を繰り返し請求する、あるいは、信託報酬を過大に請求するなどの顧客に損害を与える不適切なものが認められており、受託者責任の観点から適切な管理が行われていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 受託信託を再信託している会社において、苦情や事務過誤が多数発生していることを監査部署が認識しているにもかかわらず、立入調査を実施していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

④ 違法建築物の受託等

- ・ 既存の受託案件に多数の違法建築物が存在するにもかかわらず、これらの物件の全社的な管理や適法性の回復に向けた組織的な取組が行われていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 不動産流動化のために受託した案件について、建築基準法に違反した物件であるにもかかわらず、信託受益権譲渡による貸付金返済や信託受益権の仲介手数料の確保を優先したため、違法状態が解消されないまま信託受益権の譲渡を承認するなど、内部規定に反する不適切な事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 不動産信託の受託後に受益者の負担により違法状態が解消されること等を要件に、違法建築物物件を受託することが可能となるように規定の改定を行い、違法建築物物件を受託し、さらに、その後においても違法状態が解消されていないなど、不適切なものとなっている事例。[主要行等及び外国銀行支店]

⑤ スキーム全体の適正性の検証

顧客ニーズを実現させるため、銀行勘定及び信託勘定の双方を利用し、顧客が保有する上場株式の配当課税を軽減させることを目的に、株式を顧客の子供らへ分散譲渡又は顧客受皿会社へ譲渡することを意図して、上場株式の金銭信託以外の金銭の信託を用いた譲渡スキームを提案・実行しているが、当該スキームは契約上、顧客から顧客の子供ら又は受皿会社への株式譲渡の形式をとっているものの、株式の購入資金は融資資金により賄われており、銀行・信託一体不可分の取引となっているが、法令等遵守や信託引受の適正性の観点からの検討が行われていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(13) 保険商品の募集

- ・ 所管部署の営業店に対する指導等が行われていないことなどから、保険業法施行規則に定める非公開情報の保護措置が講じられていない。このため、顧客の同意を得ないまま顧客の預金等の情報を利用した保険募集が多数認められる事例。[地方銀行]
- ・ 保険契約の締結等に係る取引が顧客に関する業務に影響を与えないことについて、保険業法施行規則に定める書面の交付による事前説明が行われていない事例。[地方銀行]

(14) 員外貸出

- ・ 会員資格のない者への貸出の防止に向けた取組については、カードローンに関し、契約締結後の転居等により会員資格を喪失しているにもかかわらず、利用制限措置を講じていないものが多数認められる事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 地区外貸出の管理については、本部が管理を営業店任せとしていることから、事後地区外の債務者が多数認められるにもかかわらず、その後の実態把握や事後管理が行われていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(15) 理事との契約

理事との取引に係る理事会の承認について、議案の当事者である理事が決議に参加している事例。[信用金庫及び信用組合]

ii. 顧客保護等管理態勢

1. 評価に関する事例

評価に関する事例については、評価段階がC評価となった事例を掲載しているが、評価結果については、金融機関の規模・特性等により、同じ事象が生じている場合でも、各金融機関によって指摘振りや評価等が異なることがあることに留意が必要である。

(1) 個人情報の管理等が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 個人情報の管理について、個人情報の保護に関する法律の施行にあわせ、所管部署が、規程の改定や個人情報管理台帳の策定などは行っている。

【評価結果】

個人情報の管理について、一部の記録媒体の管理を行っていないことから、個人情報の紛失の有無を確認できない状況にあり、また、苦情等の発生原因等について経営陣に報告していないなど、経営陣は顧客保護に係る状況を把握しておらず、対応策について適切な指示を行えるものとなっていないなど、経営陣の顧客保護等への取組が不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

(2) リスク性商品の販売姿勢に問題がある事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 経営計画に、保険・投資信託等の取扱い増強による手数料収入の増加を掲げ、窓口販売の強化を図っている。

【評価結果】

投資信託等リスク性商品の販売や個人情報等の管理について、本部における営業店への指導等が十分行われていないことから、以下のような問題点が認められるなど、顧客保護等に係る管理態勢が不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 投資信託の販売に当たり、所管部署において適合性を確認するための具体的な基準を定めていないことから、投資経験がなく元本の安全性を求めている高齢者に対して、元本割れリスクのある株式投資信託を販売しているものの、適合性の確認が十分に行われていない。
- ・ 業況が不芳な債務者に対し、優越的地位の濫用を防止するための方策を講じることなく、融資実行と同時に投資信託を販売している。
- ・ 個人年金保険の勧誘・販売に当たって、非公開情報保護措置に係る周知徹底を行っていないことから、保険業法に反し、顧客の事前の同意を得ずに

預金取引等の情報を利用し保険募集を行っている。

(3) 個人情報保護に係る委員会の機能発揮が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 店内検査において個人情報管理に係る不備事項が多数発見されている。

【評価結果】

個人情報の管理態勢については、以下のような問題点が認められ、個人情報保護に向けた取組が不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 個人情報保護に係る委員会については、個人情報の適切な管理、漏えい防止及び安全確保を目的に設置しているが、規程整備の検討が中心となっており、店内検査における個人情報管理に係る不備事項が同委員会に報告されているにもかかわらず、同委員会において当該問題点の対応策を検討していない。
- ・ 個人情報の管理について、個人情報の管理方法に関する各部店への周知徹底が十分に図られていないことから、内部規定に反し、渉外担当者の鞆に顧客情報を含む書類を保管している事例などが認められる。また、個人情報管理に係る本部監査において、当該事例を看過しており、監査が有効に機能していない。

(4) 苦情等への対応が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 顧客に対する受渡金額の相違等の現金事故が疑われる苦情等が繰り返し発生している。

【評価結果】

現金事故が疑われる苦情等が繰り返し発生しているにもかかわらず、関係部署が連携し発生原因の分析及び再発防止策の検討を行っていないほか、規定に定める苦情受付簿への記入等の取扱いが徹底されていないなど、苦情処理態勢が不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

2. 指摘事項について

(1) 顧客情報等管理

- ・ グループ会社に提供する顧客情報については、ガイドラインを定めて管理しているものの、ガイドラインに反して、顧客の同意を得ずに子会社に対し、顧客情報を提供している事例のほか、顧客の適合性の確認などを行わないまま顧客情報を提供している事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 個人情報の保護に関する法律の施行に伴い対応が必要となる事項について

て、各部署が担当業務につき各々洗出しを行っているが、関係部署間の連携が不十分で、全体での協議・擦り合せ等が行われていないことなどから、全行規模での検討事項等の洗出しが行われていない。このほか、個人情報保護のためのコンピュータ・システムに係る技術的安全管理措置を講じるに当たり、進捗管理を行っていないことに加え、対応状況等を経営陣に対し報告していない事例。[地方銀行]

- ・ 顧客情報等の管理について、施錠可能なキャビネット等に保管することとしているにもかかわらず、本人確認資料や稟議書等を施錠されていないキャビネットに保管している事例や営業店の会議室に大量に放置されている事例。[地方銀行]、[信用金庫及び信用組合]
- ・ 顧客情報の漏えい事故（FAXによる誤送信等）について、統括部署に対する報告が行われていないものが認められるほか、該当する顧客に対する説明等が行われていないものも認められる事例。[地方銀行]
- ・ 本人確認資料に記載された機微情報を黒塗り等の措置をしないまま取得している事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 渉外活動において、個人データを無許可で持ち出している事例。[信用金庫及び信用組合]

(2) 苦情への対応等

- ・ 苦情処理について、報告対象とすべき苦情の定義や報告基準が明確にされていないことのほか、職員への教育・研修が十分に行われていないことから、各部署間における苦情判定に差異が生じる、あるいは、主として銀行側に責任のある極めて重要度の高いものを苦情と認識するなど、コンプライアンス・オフィサーや経営陣が苦情の全体像を把握・検証できていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 営業店において、苦情等を記録する報告書の作成に徹底を欠いていることから、本部への報告漏れが多数認められるほか、職員の説明不足に起因した顧客からの苦情等が発生している事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 所管部署において、苦情等の内容を取りまとめているものの、苦情等の発生原因や再発防止策の検討を行わないまま経営陣に対する報告が行われている。このため、同様の苦情が繰り返し発生しているほか、経営陣による再発防止策等の適切な指示が行われていない事例。[地方銀行]
- ・ デリバティブ内包型の新商品の販売において、顧客説明に係る苦情や、

ホームページ及びパンフレットの表示に係る苦情等が多数発生しているにもかかわらず、その要因分析及び改善対応が行われていない。さらに、顧客からの解約などの要請に応じる際の具体的な手続等が定められておらず、窓口によって対応が異なっているなど、公平性を欠く取扱いが認められる事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(3) 顧客への説明責任

- ・ 統括部署や各担当部署が営業店に対し顧客に対する説明責任を徹底することを十分に指導していないことから、投資信託の販売に当たり顧客に対する商品内容の説明不足により証券事故となっている事例等が認められるほか、説明不足に起因する苦情が多数発生している事例。[地方銀行]
- ・ 与信取引に際し、契約書に返済方法、期限等が未記入となっている事例や重要事項の説明内容が契約書等と一致していない事例が認められるほか、融資謝絶時における記録の未作成や本部への報告漏れ等が認められる中、統括部署における適切な説明が行われているか否かの検証が十分に行われていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 収益重視の業務運営方針の下、金利スワップ取引などのリスク性商品の販売による収益が増加しているが、顧客に対する説明が十分でなかったことから、金利スワップ取引を条件に融資取引に応じているとの苦情が発生している事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 出資の勧誘に当たり、配当が確実に行われる旨の不適切な説明を行っている事例。[信用金庫及び信用組合]

(4) リスク性商品等の販売等

- ・ 投資信託の販売における顧客の適合性について具体的な判断基準を示していないほか、個人年金保険における顧客の適合性に関する基準が十分に定められておらず、営業店の判断に任せていることから、高齢者に対する不適切な募集を行い、苦情に至っている事例。[地方銀行]
- ・ 火災保険の募集に当たり、保険契約の締結の代理に係る取引が金庫との取引に影響を与えない旨の説明書面の交付や非公開情報保護措置に係る同意書面の徴求を行っていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ デリバティブ取引におけるスプレッドの設定について定めた内部規定において、リスクとリターンの適正なバランスなど顧客にとって合理的なデリバティブ取引であることを確認するプロセスが導入されていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(5) 優越的地位の濫用防止の検討

出資金増強運動については、指針において、優越的行為とならないように取り組むとしているにもかかわらず、営業店が当該指針を十分に理解していないことや、本部が営業店の取組状況を十分に検証していないことなどから、資金繰りが厳しいと認識している融資取引先や延滞が発生している融資取引先へ出資の増額を要請している事例。[信用金庫及び信用組合]

(6) 不正払出に対する未然防止策

偽造・盗難キャッシュカードによる不正払出しに対する未然防止について、異常取引の懸念のある口座のモニタリングを行っているものの、「本人への確認不要」と判断したものから不正払出し被害が発生している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(7) 改正信託業法等への対応

改正信託業法の施行（平成16年12月30日）以降、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条で準用する信託業法第26条第1項第16号に規定する「損失の危険に関する事項」等が記載されていない旧約款に基づく契約を多数締結しており、その後、この問題を改善するため顧客から約款の変更に伴う信託契約変更の同意書を徴求しているが、いまだに未徴求の顧客が多数認められるほか、苦情となり信託契約が解約となった事例。

また、税法改正により削除すべき条文が記載された信託約定書を使用し契約を締結しているが、このことにつき苦情が発生し、経営陣が把握しているにもかかわらず、長期間改善されていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

iii. リスク管理態勢（共通）

1. 評価に関する事例

評価に関する事例については、評価段階がC評価となった事例を掲載しているが、評価結果については、金融機関の規模・特性等により、同じ事象が生じている場合でも、各金融機関によって指摘振りや評価等が異なることがあることに留意が必要である。

(1) 取締役会等や内部監査の機能発揮が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 内部監査については、前回の当局検査において、自己査定に係る問題点やリスク管理態勢に係る問題点に関し、監査の実施範囲や要因分析、経営陣への報告を行っていないとの指摘を受けている。

【評価結果】

取締役会等や内部監査について、以下のような問題点が認められ、機能発揮が不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 取締役会は、規定で定められている各種リスク管理に係る基本的な枠組みの見直しについて適切な指示を行っていない。
- ・ 経営会議は、リスク管理に係るすべての業務を統括することとなっているにもかかわらず、個別の融資案件等を中心に報告を受けているのみで、各種リスク管理に関する具体的な指示を行っていない。
- ・ 内部監査は、前回の当局検査で内部監査に関する問題点の指摘を受けたにもかかわらず、実効性のある具体的な改善策を講じていないほか、内部監査の有効性を十分検討しないまま監査項目等を大幅に減少させている。

(2) リスク管理委員会及び内部監査の機能発揮が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題点について協議、検討するとしている。
- ・ 前回の当局検査で、本部監査が未実施であるほか、内部管理態勢の検証体制が未構築との指摘を受けたことを踏まえ、内部管理態勢の適切性等に関する監査を実施するとしている。
- ・ 金利変動リスク量が金利1%変動により自己資本の過半を超えるものとなっている。

【評価結果】

リスク管理委員会や内部監査について、以下のような問題点が認められ、リスク管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ リスク管理委員会については、債券運用において多大なリスク量を抱えていることや、大口与信先に対する具体的な取組方針が定められていないことなどについて、協議、検討を行っていないなど、機能発揮が不十分なものとなっている。
- ・ 内部監査については、前回の当局検査での指摘を踏まえて、内部管理態勢の適切性等に関する監査を実施するとしているにもかかわらず、内部管理態勢の監査を行う態勢ができていないとして、いまだ現物照合を主体とした事務監査にとどまり、本部監査は実施しておらず、内部管理態勢の適切性、有効性を検証する態勢となっていない。

(3) 内部監査の機能発揮が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 内部監査体制の整備等の管理体制の整備を進めている。

【評定結果】

内部監査について、リスクアプローチ等の基本的枠組の制定が遅れたことから、監査手法や監査計画等へ適切に反映されておらず、監査機能が十分に発揮されていない状況となっているなど、以下のような問題点が認められ、リスク管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ リスクアセスメントが各部署固有のリスクを適切に反映したものとなっていないなど、監査の検証項目が実効性を欠き、形式的な検証にとどまっており、問題点が把握されていない。
- ・ 内部監査の指摘事項について、問題点の適切な評価が行われておらず、被監査部署に対するフォローアップ等が不十分となっている。
- ・ 監査対象期間にその業務に従事した監査員が、単独で監査を行っている事例が認められており、監査の客観性が十分に確保されていない。
- ・ 内部監査部署は、外部監査法人による統制リスクの評価監査の結果を内部監査へ反映していないほか、指摘事項のフォローアップを行っていないなど、外部監査を有効に活用していない。

(4) 信用保証業務を行う子会社の管理が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 住宅ローンの取組を強化し、信用保証業務を行う連結子会社の保証債務残高が急増している。
- ・ 住宅ローン実行後、短期間に自己破産等が発生している。

【評定結果】

住宅ローンに関し、融資対象物件の時価評価額に対する融資額の割合が高いことについて、銀行や信用保証業務を行う子会社において分析が行われていないなど、審査管理態勢が不十分なものとなっているが、経営陣は、信用

保証業務を行う子会社のリスク管理に係る適切な指示、対応を行っていないことから、以下のような問題点が認められ、リスク管理態勢が不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 信用保証業務を行う子会社の引当金の計上が不十分なものとなっていることから、債務超過の状況にあると見込まれる。
- ・ 保証料の算定に関し、保証債務に係るデータの蓄積が不十分なものとなっているほか、将来のリスクを踏まえた検討が行われていない。

2. 指摘事項について

(1) 統合リスク管理

統合リスク管理態勢について、資本配賦に当たり、配賦した部門と具体的な所管部署の関係を明確にしていないほか、リスク毎のリスク資本の配賦状況について経営会議に報告する仕組みになっていないなど組織的・体系的な運用が行われていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) リスク管理のための組織の整備

前回の当局検査における指摘を踏まえ、リスク管理委員会等を設置し体制を整備したとしているが、リスク管理委員会は設置時に開催したほかは実績がないなど、リスク管理についての議論や検討等が行われていないほか、所管部署によるリスク管理に関する関係部署への指導・監督等も行われていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(3) リスク管理のための規定の整備

各種リスクに係る管理規程が整備されていないなど、リスク管理に係る権限や報告体制等が明確なものとなっていないほか、取締役会等に対する付議・報告についても付議事項等が明確に定められていないことなどから、子会社等に係る重要な事項について報告等が行われていない事例。[地方銀行]

(4) 各種委員会の機能発揮

リスク管理委員会については、リスク管理規程において、リスク管理実施計画の内容や改善策の検討・評価等のほか、理事会等への付議・報告等を行うと定めているが、同委員会は各部に対しリスク管理計画案の策定を指示するとともに、その内容や進捗状況を検証していないことに加え、リスク管理の状況について理事会へ報告していないなど、その機能を果たしていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(5) リスクの認識と評価

新商品や新業務の導入については、統括部署においてリスクの評価等を行い、経営陣の承認を得ることとしているが、リスクの評価が行われていない

商品を経営陣が承認している事例。[地方銀行]

(6) 子会社の管理

- ・ 子会社等の管理について、子会社等に係るリスクを管理する規程が整備されていない事例。[地方銀行]
- ・ 信用保証業務を行う子会社が保証料率や審査基準の見直しを行うに際し、子会社等に係るリスク管理部署において、当該子会社に生じ得るリスクについての検証が行われていない事例。[地方銀行]

(7) 内部監査等

- ・ 内部監査については、営業店における事務不備に係る検証が中心となっており、リスク管理態勢の適切性に係る検証やシステムに係る監査が十分なものとなっていないほか、指摘事項に係るフォローアップが十分に行われていない事例。[地方銀行]
- ・ 本部監査が十分に実施されていないほか、監査マニュアルがリスク管理態勢等の適切性を検証するための具体的なマニュアルとなっておらず、現物照合を中心とした検査にとどまっているなど、機能を十分に発揮していない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 監事による監査結果が理事会に報告されていないほか、法令等遵守についての監査が、ヒアリング主体となっていることから、法令等に沿った取引か否かの検討が行われていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(8) 外部監査

- ・ 監査法人による監査の指摘事項については、フォローアップに係る規定が整備されていないことなどから、長期間にわたり改善されていない指摘事項が認められるほか、その状況について、経営陣へ報告されていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 監査法人による意見・指摘への対応については、所管部署と内部監査部署の連携が不十分なことから、内部監査への活用が図られていないほか、指摘内容の要因分析等が行われていないなど、外部監査を有効に活用する態勢を十分に整備していない事例。[地方銀行]

(9) グローバル・レポート・ライン等による管理

外国銀行の本邦支店において、主要な業務に関して多数の問題点が認められるほか、本邦グループ拠点間の統合的リスク管理について、システムアクセス権限の付与など不十分な点が認められ、本店経営陣等は、適切な経営管

理が行われるよう態勢の整備・強化に努める必要がある事例。[主要行等及び外国銀行支店]

iv. 自己資本管理態勢

1. 評価に関する事例

評価に関する事例については、評価段階がC評価となった事例を掲載しているが、評価結果については、金融機関の規模・特性等により、同じ事象が生じている場合でも、各金融機関によって指摘振りや評価等が異なることがあることに留意が必要である。

(1) 償却・引当額の増加から自己資本比率の大幅な低下が見込まれる事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合

【評価結果】

大口与信管理が不十分なことから大口与信先の債務者区分が下方遷移したことなどにより、多額の要追加償却・引当額が認められることから、自己資本比率は、大幅な低下が見込まれる事例。

(2) 償却・引当の増加に加え、繰延税金資産の計上に問題が認められることから、自己資本比率の大幅な低下が見込まれる事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行

【評価結果】

正確な自己査定や適切な償却・引当が行われていないことに加え、繰延税金資産の計上について、将来課税所得の見積りや将来減算一時差異の解消スケジュールに以下のような問題点が認められ、自己資本比率の大幅な低下が見込まれ、自己資本管理態勢が不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 将来課税所得の見積りについて、収益計画が機関決定されていないほか、与信費用の十分性等を勘案していないなど、合理的根拠に欠けるものとなっている。
- ・ 将来減算一時差異の解消スケジュールについて、過去の無税化実績を十分反映していないほか、退職給付引当金に係る損金算入限度超過額について将来加算分からの減算を勘案していないなど、妥当性に欠けるものとなっている。

(3) 償却・引当の増加に加え、繰延税金資産の計上に問題が認められることから、自己資本比率の大幅な低下が見込まれる事例

【規模・特性等】

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 前回の当局検査において、自己資本比率の大幅な低下が見込まれた。今回

の当局検査においても多額の追加償却・引当が認められ、前回の当局検査に引き続いて自己資本比率の低下が見込まれる。

- ・ 今回の当局検査の自己資本比率の乖離率は10%未満、検査後の自己資本比率は8%を超えている。

【評定結果】

自己資本管理態勢については、自己査定が正確性を欠いていたため、多額の償却・引当不足が認められるほか、繰延税金資産の算定における将来課税所得の見積りの根拠となる収益計画について問題点が認められ、前回の当局検査に引続き自己資本比率は、大幅に低下すると見込まれ、不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

(4) 補完的項目への算入限度額の減少により自己資本比率の大幅な低下が見込まれる事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 補完的項目に期限付劣後債務を計上

【評定結果】

正確な自己査定や適切な償却・引当が行われていないことから、多額の要追加償却・引当額が認められ、さらに、基本的項目の減少に伴い補完的項目に計上されている期限付劣後債務額の算入限度額が減少したことから、自己資本比率の大幅な低下が見込まれる事例。

2. 指摘事項について

(1) 繰延税金資産の回収可能性の判断等

- ・ 繰延税金資産の算定において、将来の収益及び費用の見積方法が合理性を欠くものとなっているほか、算定方法等について、経営陣の承認を得ていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 繰延税金資産の算定においては、回収可能性の判断根拠となる収益計画について、過去の計画と実績の間における乖離などに係る検討が行われていないほか、将来減算一時差異の解消スケジューリングについて、個別債務者に係る取組方針を十分に勘案していない事例。[地方銀行]
- ・ 繰延税金資産の算定における将来課税所得の見積りの根拠となる収益計画について、年金保険の対高齢者販売に係る苦情等による問題の改善を図った場合や不動産ノンリコースローンの取組において違法建築物に係る審査基準を厳格化した場合に想定される収益減少の影響を反映していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

- ・ 将来課税所得の見積りの基礎となる過去の税引前当期利益の算出に当たり、大口債務者に係る償却額を合理的根拠がないまま特殊要因として損失額から控除しているものなどが認められ、将来課税所得の見積額に妥当性を欠いている事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 一時差異の解消スケジューリングについては、実質破綻先及び破綻先の債務者に関し合理的根拠もなく 20 年先までの内入れ予定額を回収見込額に算入している事例。[信用金庫及び信用組合]

(2) リスク・アセットの算出方法

- ・ 自己資本比率の算出については、信用リスク・アセットの額への換算に当たり、店舗併用住宅に係る債権について、抵当権付住宅ローンに含めていることから、リスク・ウエイトの適用誤りが認められる事例。[地方銀行]
- ・ 抵当権付住宅ローンについて、リスク・ウエイトを 100%とすべきものが混在しているにもかかわらず、一律に 50%を適用している事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 信用保証協会による保証付の債権について、保証割合を勘案することなく、債権全額にリスク・ウエイト 10%を適用している事例。[信用金庫及び信用組合]

(3) 退職給付会計

退職給付費用の算定の基礎となる割引率や期待運用収益率について、算出・決定方法が明確なものとなっていないほか、稟議を経ないまま採用されている事例。[地方銀行]

v. 信用リスク管理態勢

1. 評価に関する事例

評価に関する事例については、評価段階がC評価となった事例を掲載しているが、評価結果については、金融機関の規模・特性等により、同じ事象が生じている場合でも、各金融機関によって指摘振りや評価等が異なることがあることに留意が必要である。

(1) 大口与信先の与信限度額設定や審査管理が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 前回の当局検査において、大口与信管理や信用格付について指摘されている。

【評価結果】

信用リスクを管理するための基本規程等が整備されていないため、大口与信管理等について、以下のような問題が認められるなど、信用リスク管理態勢は不十分なものとなっている事例。

- ・ 個別の債務者や特定グループに対する与信限度の設定が行われていないなど、大口与信管理が不十分なものとなっている。
- ・ 審査管理について、返済能力のない債務者に対し、支払利息のための融資を行っているほか、延滞回避のみを目的とした追加融資に応需して信用リスクを拡大している事例が認められるなど、資金使途や返済原資等の検証が十分行われていない。
- ・ 信用格付について、前回の当局検査で債務者の実態を適切に反映していないとの指摘を受けているにもかかわらず、具体的な改善策が講じられていない。

(2) 大口与信先や問題債権の管理について、経営陣の関与が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 不良債権比率及び大口与信比率が高率となっている。

【評価結果】

大口与信先の管理や問題債権の管理において、以下のような問題点が認められ、信用リスク管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 大口与信先の管理については、融資残高やポートフォリオの状況等を常勤理事会等に報告しているものの、総与信額に占める大口与信先の割合や不良債権比率の改善について、具体的な方針や対応策を策定していない。
- ・ 問題債権の管理については、回収方針となっている債務者について、担

保不動産や担保有価証券の売却など具体的な回収計画等が定められていないことなどから、長期にわたり回収が進んでいない。

(3) 特定業種に対し、リスクを検討することなく与信を集中させている事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 前回の当局検査で特定業種の残高構成比が突出して上昇しているとの指摘を受けている。
- ・ 特定業種や大口先への融資偏重の回避を内部規程において規定し、ポートフォリオ管理の観点からの具体的な方針や合理的な数値目標等を確立としている。

【評価結果】

特定業種や大口先への融資偏重の回避を内部規程において規定し、ポートフォリオ管理の観点からの具体的な方針や合理的な数値目標等を確立としているにもかかわらず、短期的な規模・収益を追求するあまり、個別の案件審査・管理に重点が置かれ、ポートフォリオ管理がおろそかになり、更にと与信集中を加速させており、リスクの軽減・分散を考慮に入れた管理となっていないなど、信用リスク管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

(4) 問題債権の管理等が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 検査結果反映後のリスク管理債権比率が業態平均の2倍程度と高率となっている。

【評価結果】

大口与信先や問題債権の管理等において、以下のような問題点が認められ、信用リスク管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 大口与信先の管理に関し、与信限度額を設定しているものの、既に限度額を超過している先について、今後の対応策が検討されていないほか、業況に問題がある先について、経営陣に取組方針等を適時に報告していない。
- ・ 問題債権の管理に関し、長期間にわたり破綻懸念先にとどまっている債務者が多数認められるが、多額の保全不足から管理費用が増加している状況にもかかわらず、実態に応じた具体的な対応策が講じられていない。
- ・ 与信管理に関し、重点管理を行う債務者として認定している先を含め、正常先又は要注意先である債務者が半年後の自己査定で実質破綻先以下に遷移している事例が多数発生しており、債務者の実態把握や期中管理が十分行われていない。

2. 指摘事項について

(1) 不動産ノンリコースローンの審査基準

不動産ノンリコースローンの実行において、建築基準法等に違反している物件の取扱基準等を定めておらず、不動産管理処分の受託基準を援用しているものの、当該基準では違法建築物に対する融資が可能な取扱いとなっている事例。〔主要行等及び外国銀行支店〕

(2) 匿名組合出資の評価

不動産開発プロジェクトに対する匿名組合出資において、当プロジェクトの不動産評価について、過大評価しているものが認められる事例。〔主要行等及び外国銀行支店〕

(3) 大口与信先の審査・管理等

- ・ 与信残高1億円以上の融資先については、個社別の管理方針を策定し、管理を行うこととしているものの、管理方針の策定に当たり、経営陣の関与がないまま所管部署が単独で作成しており、また、支店との協議等も行っていないことから、債務者ごとの管理方針等が明確なものとなっていないなど、実効性に欠けるものとなっている事例。〔信用金庫及び信用組合〕
- ・ 大口与信上位10先が総与信額の8%強を占めていることから事業計画において大口与信偏重の是正を掲げているものの、債務者別の与信限度額や大口与信先全体の総与信額に対する目標値など、改善に向けた具体的な数値目標の設定に関し検討が行われていない事例。〔信用金庫及び信用組合〕

(4) シンジケート・ローンの取組

- ・ シンジケート・ローンの実行に際し、債務者が急激な業容拡大に応じた組織上の手当がないなど経営管理態勢に問題が生じていたにもかかわらず、債務者の実態を的確に把握しないまま、安易に同ローンの組成を行った結果、契約締結後半年足らずで資金繰り逼迫による約定返済の延滞が発生している事例。〔主要行等及び外国銀行支店〕
- ・ シンジケート・ローンに係る審査管理について、明確な審査基準がないことに加え、債務者の実態把握が不十分なことなどから、短期間で実質破綻先になっている事例。〔地方銀行〕
- ・ シンジケート・ローンに対する与信管理等について、取組方針に定める与信限度額や期間を超過している事例や、債務者のコベナントの遵守状況等の把握がアレンジャー任せとなっている事例。〔地方銀行〕

(5) 問題債権の管理

- ・ 理事会等において、債務者ごとの管理方針の検討が行われていないほか、営業店において、債務者との折衝が適切に行われていないものや本部への定期報告が行われていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 本部へ移管された延滞先等の問題債権に関し、債務者との交渉内容が記録されておらず、債務者ごとの管理が行われていないほか、営業店が管理する問題債権に関し回収等の取組方針の検討内容の記録がない事例。[信用金庫及び信用組合]

(6) 不動産流動化案件

- ・ 顧客の不動産流動化について、当行は外部業者に簡易評価を依頼しているが、その妥当性を十分検証しないまま、ノンリコースローンの貸出を行っている事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 取り壊しを前提としている店舗底地の流動化について、土地の法的規制等の調査を行わないまま、想定した建物に基づき、LTV（対資産貸出率）を計算し、債務者区分・格付を決定している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(7) 審査管理

与信先の財務内容の分析、資金使途や返済財源の確認が不十分なことから、貸出金の一部が代表者の私的資金に流用されているものや、不良資産を見逃したまま資金応需を繰り返し、債務者の破綻により損失の発生を招いている事例。[信用金庫及び信用組合]

(8) 中小企業の再生支援への取組

- ・ 経営改善計画と実績との間に大幅な乖離が生じているにもかかわらず、同計画の見直しに係る検討を行っていない債務者が認められる事例。[地方銀行]
- ・ 経営改善計画について、検証体制等が明確に定められていないことから、債務者の考え方や改善意思が確認できないものや、実現可能性が低いものが多数認められるほか、計画と実績との間の乖離についての要因分析が行われていない事例。[地方銀行]

(9) 信用格付

- ・ スコアリングにおいて、債務償還能力が反映されないものとなっているほか、財務データの実態修正等において、不良資産や含み損等を反映したものとなっていない事例。[地方銀行]

- ・ 実態バランスや企業特性等を十分に反映していないほか、親会社の格付が適切に反映されていない事例。[地方銀行]

(10) 仕組ローン

仕組ローンの取組に当たり、与信リミット等に係る規定を整備していないほか、仕組債と同様なデリバティブのリスクが内在するにもかかわらず、市場関連部門との連携体制等を整備することなく実行している事例。[地方銀行]

(11) 業種別のポートフォリオ管理

- ・ 他行肩代わりや賃貸用建物などの不動産関連融資の増強に取り組んでいるにもかかわらず、経営陣は、具体的な業種別管理に関する指示を行っていないうえ、本部及び営業店での業種の管理が不十分なものとなっていることから、業種別与信残高等の把握が正確に行われていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 与信集中リスクの管理について、業種別等の管理を行うこととしているが、個人への与信について、本部が営業店に対し分類基準を通達していないことから、業種登録データが実態と相違している先が多数認められる事例。[信用金庫及び信用組合]

vi. 資産査定管理態勢

1. 評価に関する事例

評価に関する事例については、評価段階がC評価となった事例を掲載しているが、評価結果については、金融機関の規模・特性等により、同じ事象が生じている場合でも、各金融機関によって指摘振りや評価等が異なることがあることに留意が必要である。

(1) 償却・引当態勢や担保評価の検証が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 前回の当局検査で、破綻懸念先Ⅲ分類に係る予想損失率の算定について指摘を受けている。
- ・ リスク管理債権比率は業態平均並であり、今回の当局検査における償却・引当等の乖離は、業態平均以下のレベルにある。

【評価結果】

資産査定管理態勢については、償却・引当態勢や担保評価の検証に以下のような問題点が認められ、不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 前回の当局検査において、破綻懸念先Ⅲ分類に係る予想損失率の算定に当たり、期首Ⅲ分類額を超える毀損額を一律に除外しており、実態を反映していないとの指摘を受け改善を図ったとしているが、毀損額が期首Ⅲ分類額を超過する債務者について、超過する原因の分析を十分行うことなく、期首Ⅲ分類額を毀損額と同額とする算出方法に変更するなど、改善が十分図られていない。また、経営陣は、このような予想損失率の算定方法の変更を十分検討することなく承認している。
- ・ 担保不動産の鑑定評価について、評価の前提条件に係る検証が十分に行われていないことなどから、収益物件であるにもかかわらず収益還元法による検証が行われていないものが認められる。

(2) 債務者の実態把握等が不十分なため自己査定が正確に行われていない事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ リスク管理債権比率は業態平均並。
- ・ 前回の当局検査において、親会社の信用力があることのみをもって融資を実行しており、債務者の財務内容の把握や資金使途等の検討が不十分な事例が認められるとの指摘を受けている。

【評定結果】

資産査定管理態勢については、規定で定めた期限内に自己査定が行われていない事例が多数認められるほか、以下のような問題点が認められ、不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 自己査定基準は、実態バランスの作成要領やグループ会社の査定等について具体的に定められていない。
- ・ 自己査定の正確性については、債務償還能力の判定において法人と代表者等を一体としたキャッシュフローが過大に算出されているほか、地方公社の査定について、実態バランスを考慮せず正常先としているなど、債務者の実態把握や財務分析が十分に行われていないことから、当局査定と自己査定結果が相違する債務者が多数認められる。

(3) 自己査定の正確性や償却・引当の適切性が不十分なものとなっている事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合

【評定結果】

営業店が自己査定基準を十分に理解していないことに加え、所管部署による二次査定が徹底を欠いていることなどから、自己査定の正確性が確保されていないほか、これに基づく償却・引当についても適切性を欠いているなど、以下のような問題点が認められ、資産査定管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 自己査定の正確性については、債務者の実態把握や経営改善計画に対する合理性・実現可能性の検討が不十分なことなどから、当局検査と自己査定結果が相違する債務者が多数認められる。
- ・ 担保不動産の鑑定評価の取扱いについては、処分実績を踏まえた所要の修正を行うことなく一律に処分可能見込額としているなど、合理的なものとなっていない。
- ・ 償却・引当の適切性については、自己査定が正確性を欠いていることや、破綻懸念先期首Ⅲ分類額を上回る毀損が発生しているにもかかわらず、超過分を一律に毀損額から控除していたことなどから、多額の要追加償却・引当額が認められ、適切に行われていない。

(4) 営業店に対し自己査定マニュアルの周知徹底が図られていないことや、二次査定部署の担保評価の検証が不十分であることから自己査定の正確性が確保されていない事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 今回の当局検査により、多額の要追加償却・引当額が認められる。

【評定結果】

自己査定の正確性について、所管部署が一次査定部署である営業店に対し、

資産査定実施要領等の具体的な適用方法等に係る周知・徹底を行っていないほか、一次査定部署における債務者の実態把握が不十分なことや二次査定部署が担保不動産の評価に係る検証を十分に行っていないなどの問題点が認められることから、当局査定と自己査定結果が相違し、多額の要追加償却・引当額が認められるなど、資産査定管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

2. 指摘事項について

(1) 二次査定部署の機能発揮

審査所管部による二次査定については、貸出承認業務の延長であるとの意識が強いことなどから、債務者に対する対応方針や約定返済を付することによる貸出条件の改善などの取組成果を重視する反面、財務内容の実態や業況の改善見込み等についての客観的な視点に基づく分析等が不十分であり、一次査定部署に対して十分なけん制機能を発揮していない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(2) 自己査定の正確性

- ・ 自己査定の正確性については、債務者の財務内容の実態把握が不十分なことから、長期間にわたって事業化されていない販売用不動産などの含み損を実態財務内容に反映しておらず、債務者の実態を過大評価し上位の債務者区分としているなど、判定に問題のある事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 地方公社の査定について、所有不動産に多額の含み損を抱え、大幅な債務超過であることから回復が困難な状況であるにもかかわらず、債務者区分を上位にとどめている事例。[地方銀行]、[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 業況不芳な債務者について、保有資産の売却計画に具体性がないにもかかわらず、当該資産を売却することにより債務償還能力が向上するとして、債務者区分を上位にとどめている事例。[地方銀行]
- ・ 財務内容が悪化している法人については、実質同一先である個人等の資産や収益を合算し債務者区分を上位にしているものの、当該個人等については、単体の財務内容等により判定を行い、正常先にとどめている事例。[地方銀行]

- 元本の返済を最終回にしわ寄せするなど大幅な条件変更を行っている債務者について、条件変更後の履行状況のみに着目し、借入金返済の見通しが立っていないにもかかわらず、債務者区分を上位にとどめている事例。[信用金庫及び信用組合]

- 債務超過又は赤字となっている債務者について、役員報酬と減価償却の合計額が経常損失額を上回っていることをもって、役員個人の収支状況等を十分に確認することなく、債務者区分を正常先にとどめている事例。[信用金庫及び信用組合]

(3) 担保評価の適切性等

- 担保不動産の評価については、担保の適格性や評価の前提条件に係る検証を行っていないほか、具体的な処分計画のない工業団地等について、所要の修正を行うことなく子会社による評価額をそのまま処分可能見込額としている事例。[地方銀行]

- 収益物件である担保不動産の評価について、収益還元価格を算出し、その他の評価額と比較・検討することとしているが、還元利回りや経費等のデータ収集・蓄積を行っていない事例。[地方銀行]

- 担保評価掛目の妥当性について、担保物件の処分可能見込額と担保処分実績額との比較による検証が行われていない事例。[地方銀行]

- 1年以上経過した鑑定評価額について、所要の修正を検討することなく処分可能見込額としている事例。[信用金庫及び信用組合]

- 固定資産税評価額を基にした担保不動産の評価を行うに当たり、直近の評価額を採用していない事例。[信用金庫及び信用組合]

(4) 株式の減損処理

市場価格のない株式の減損処理において、評価時の実質価額が取得原価と比較して著しく下落しているにもかかわらず、適切な処理が行われていない事例。[地方銀行]

(5) 償却・引当の適切性等

- 償却・引当について、過去のバルクセール時に多額の毀損が発生する状況が続いているにもかかわらず、今後バルクセールを予定している債権について、予想損失額の見積りに係る十分性等の検証を行っていない事例。[地方銀行]

- ・ 担保価額の下落等により期首Ⅲ分類額を超える毀損が毎期発生しているにもかかわらず、当該毀損額の発生原因を分析することなく、算定期間の期首におけるⅢ分類額を上限として債務者に係る毀損実績額を認識しているなど、破綻懸念先Ⅲ分類額に係る予想損失率は、実態を反映したものとなっていない事例。[地方銀行]、[信用金庫及び信用組合]
- ・ 監査部門による償却・引当結果の適切性の検証が行われていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(6) **ディスクロージャーの適切性**

- ・ 返済能力が乏しい債務者に対する手形貸付について、書換継続により実質的に元本返済猶予となっているにもかかわらず、開示判定の対象とされていない事例。[地方銀行]
- ・ リスク管理債権等のディスクロージャーについて、貸出条件緩和債権の判定における手形貸付の書換に係る実態判断が不十分であることから、開示漏れが認められる事例。[信用金庫及び信用組合]

vii. 市場関連リスク管理態勢

1. 評価に関する事例

評価に関する事例については、評価段階がC評価となった事例を掲載しているが、評価結果については、金融機関の規模・特性等により、同じ事象が生じている場合でも、各金融機関によって指摘振りや評価等が異なることがあることに留意が必要である。

(1) 運用をフロント部署任せとしている事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 保有期間が超長期の仕組債を自己資本を上回る水準の残高で保有している。

【評価結果】

市場リスク管理方針等を定めているものの、経営陣はその運用をフロント部署任せとし、方針等に基づく運用となっていない実態を容認しているなど、市場リスク管理に対する取組は不十分なものとなっており、以下のような問題点が認められ、改善の必要がある事例。

- ・ 有価証券の運用方針は取締役会等に付議されることとなっているが、取締役会等で承認を得る前に売買が行われているほか、年度によっては付議されていないなど、運用方針の策定に経営陣の関与が不十分なものとなっている。
- ・ 計測又は管理が不可能なリスクは回避するという市場リスク管理方針に反し、リスク計測が困難な外債等に投資しているほか、有価証券の保有限度額を設定していないなど、規定等が遵守されていない。

(2) リスクの把握が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 前回の当局検査で、国債等に多額の含み損を抱えているが、価格変動リスク等について検討を行っていないとの指摘を受けている。

【評価結果】

ファンド投資等に係るリスク管理について、損失限度額の設定が行われていないほか、オルタナティブファンドのリスクの把握が十分に行われていないことに加え、経営陣は、このような問題について報告を受けておらず、リスクに係る検討を十分行うことなく運用枠の増枠を承認しているなど、市場関連リスク管理態勢が不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

(3) ポジション極度枠の設定や損失抑止策が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 主要行等及び外国銀行支店

【評定結果】

市場関連リスク管理態勢については、金利リスク管理の観点からの検討や運用担当部署に対するけん制機能の発揮が不十分なことから、以下のような問題点が認められ、不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 金利リスクに係るポジション極度枠の設定に関し、自己資本額を踏まえた検討が不十分なものとなっている。
- ・ 評価損失限度を超過した際の対応について、ALM委員会は、現状のポジションを維持するとの方針を決定するにとどまり、さらに損失が拡大した場合に協議を行うための対応ポイントを決定しておらず、損失を抑止するためのリスク管理態勢は、不十分なものとなっている。
- ・ 週次ALM委員会で定めた運用方針に反した売買取引が認められるにもかかわらず、ALM委員会は、運用担当部署に対してその経緯や理由等について十分な報告を求めている。

(4) 仕組債に対するリスク管理が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 残存期間の長い為替連動の仕組債を満期保有目的の債券として多額に保有しており、金利リスク、為替リスクを抱えている。

【評定結果】

残存期間が長く、クーポンが為替と連動する仕組債を満期保有目的の債券として多額に保有していることから、為替や金利の変動によって期間利益が不安定となる運用となっていることに加え、債券の運用量の増加等から金利リスクが増加しているにもかかわらず、以下のような問題点が認められるなど、市場関連リスク管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 金利リスクに対し、自己資本や収益力等を勘案したリスク許容限度枠やアラームポイント等を設定しておらず、リスクをコントロールできる管理態勢となっていない。
- ・ 為替連動型仕組債の償還による再投資に当たり、為替リスク等が将来の収益等に与える影響について、十分な検討を行うことなく、同様の仕組債を購入している。

2. 指摘事項について

(1) 経営陣等の関与

- ・ ファンド投資に係るリスク管理については、リスクの特定やリスク特性

の分析が実施されておらず、理論的根拠が不十分なままリスク率が設定されているが、経営陣は、このような実態を看過したまま、ファンド投資を含む投資枠を配賦している事例。[主要行等及び外国銀行支店]

- ・ 不動産ファンド等の新規投資に関し、経営陣がリスク管理体制の整備について適切な指示を行っていないことから、リスク量の検証等が不十分なまま投資が行われている事例。[地方銀行]

(2) ストレス・テストの活用

ストレス・テストについては、ストレス・シナリオの設定根拠が不明確であり、ストレス・テストの結果を踏まえた検証・分析が行われていないことから、その結果を運用方針やリミットの設定に反映させるなどの活用が図られていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]

(3) リスク・リミット及びロスカットルールによる管理

- ・ リスク・リミットについて規定を定めているが、評価差額金に対する限度額のみとなっているほか、リスク・リミットを超過するおそれのある場合の取扱いを定めていないなど、リスクをコントロールするための機能が不十分な事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ リスク・リミットや損失限度が設定されていないほか、有価証券のロスカット基準が定められていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(4) 仕組債等の管理

- ・ 仕組債等については、所管部署において、事前にリスクを十分に検討することなく投資が行われているなど、適切なリスクコントロールが行われていない事例。[地方銀行]
- ・ 仕組ローンの管理について、取引解消に伴う処理コストの管理を行っていない事例。[地方銀行]
- ・ 有価証券運用に係るリスク量について、許容リスク量に関する検討を行うこととしているが、満期保有目的有価証券として大量に保有する外国証券（仕組債）を検討の対象としていない事例。[信用金庫及び信用組合]

viii. 流動性リスク管理態勢

1. 評価に関する事例

評価に関する事例については、評価段階がC評価となった事例を掲載しているが、評価結果については、金融機関の規模・特性等により、同じ事象が生じている場合でも、各金融機関によって指摘振りや評価等が異なることがあることに留意が必要である。

(1) 資金繰り状況の管理が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合

【評価結果】

経営陣の流動性リスクへの取組が徹底を欠いていることから、資金繰り表や大口資金の移動等に係る管理表が作成されておらず、的確な資金繰りの把握や分析が行われておらず、流動性リスク管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

(2) 大口預金の受入れにより資金繰りリスクを内包する中、資金繰り管理が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 短期の大口預金を受け入れている。

【評価結果】

資金繰りに係るリスク管理について、特定の法人からの大口定期預金等について、資金繰りリスクを内包したものとなっているにもかかわらず、資金繰り管理等が十分に行われておらず、流動性リスク管理態勢は不十分となっており、改善の必要がある事例。

(3) 流動性危機時における対応が十分に行われるものとなっていない事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 自己資本比率が低率となっている。

【評価結果】

流動性緊急時対応に対する重要性の認識が不足していることから、風評リスクに係る情報を所管部署が迅速かつ正確に把握できる態勢となっていないなか、風評発生時の具体的対応策の策定が行われていない。また、これに対し、経営陣から具体的な指示がなされていないなど、流動性リスク管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

2. 指摘事項について

(1) 資金繰り管理

- ・ 資金繰り管理については、手許資金について、必要額を過去の実績値から設定しているが、その妥当性に係る検討が行われていないほか、支払準備資産の管理について、支払準備率を考慮したものとなっていない事例。
[地方銀行]
- ・ 資金繰り管理について、具体的な管理手続を定めておらず担当者任せとなっているほか、担当部署を明確に定めていないことなどから、緊急時の具体的な現金調達フロー等が定められていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(2) 資金繰りの逼迫度に係る判断基準

- ・ 資金繰り逼迫度の判定に用いる流動性資産比率の算定において、流動性資産の中に流動性の低い有価証券を一律に含めて算定することとしている事例。[地方銀行]
- ・ 資金繰りの状況等により懸念時及び危機時に区分することとしているものの、その判断基準や区分に応じた対応方法を具体的に定めていない事例。
[信用金庫及び信用組合]

(3) 流動性危機時の対応

- ・ 流動性危機時の対応策について、非常時を想定した資金調達手段が確保されていないほか、非常時におけるシナリオや管理手続が明確なものとなっていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 流動性危機時の対応について、資金繰り逼迫度の定義が明確なものとなっていないほか、緊急体制の発動基準が規定されていないなど、実効性が十分に確保されていない事例。[地方銀行]

ix. オペレーショナル・リスク管理態勢

1. 評価に関する事例

評価に関する事例については、評価段階がC評価となった事例を掲載しているが、評価結果については、金融機関の規模・特性等により、同じ事象が生じている場合でも、各金融機関によって指摘振りや評価等が異なることがあることに留意が必要である。

(1) 事故やトラブルに繋がりがねない取扱いが認められる事例

【規模・特性等】

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 自店検査において毎回同様の問題が認められる。

【評価結果】

経営陣は、自店検査において、通帳等の無記録預り等、毎回同様の問題が認められることを把握しているにもかかわらず、具体的な改善策の検討についての指示等を行っていないほか、事務リスクに係る委員会は、個別の事務不備への対応策の検討にとどまり、発生要因の分析や再発防止策の協議を行っていないなど、事務リスク軽減への取組が不十分なものとなっている。

このため、今回の当局検査における実地調査において、通帳等の無記録預りや事故届の処理遅延など、事故やトラブルに繋がりがねない不適切な事務処理が多数認められ、中には、不正行為の嫌疑があった退職者から引継いだ無記録預りの通帳及び預金払戻請求書等について、役席者が原因究明等を行うことなく長期間放置している事例が認められるなど、オペレーショナル・リスク管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

(2) 重要物の管理等で事故等に繋がりがねる不適切な取扱いが認められる事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 横領等の不祥事件が多発したことから業務改善命令を受けている。

【評価結果】

業務改善命令に基づく業務改善計画において、営業店における厳正な事務処理の徹底と相互けん制機能の充実・強化を図ることとしているが、事故やトラブルに繋がりがねない以下のような不適切な事務取扱いが認められるなど、オペレーショナル・リスク管理態勢は不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ 現金等の重要物の管理について、規定に反し、金庫等以外の場所に保管しているほか、金庫の開閉に際し立会者を立ち会わせていない。
- ・ 着服事件の発生原因となった経費の管理について、担当役席者が確認することとしているが、長期間放置されている。

(3) 事務事故等の報告体制やシステム障害発生時の対応等が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 地方銀行
- ・ 自営システム
- ・ 顧客に影響を及ぼすようなシステム障害が多数発生している。

【評価結果】

オペレーショナル・リスク管理態勢については、営業店における事務取扱い等について、規定の不備に起因した不適切な事務処理を行っている事例や、規定に沿った事務処理が行われていない事例が認められるなど、適切に行われていないほか、システム障害管理や事務事故の報告体制等において、以下のような問題点が認められ、不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ システム障害への対応については、顧客に影響を及ぼすような障害が多数発生しているが、発生した障害への事後対応が中心となっていることから、リスク管理委員会や経営陣は、障害発生状況等の報告を受けるにとどまり、障害発生の傾向分析や抜本的な改善策の検討の指示を行っていない。
- ・ 事務事故の報告態勢については、事務事故発生時の本部報告の判断は営業店任せとなっているなど、主管部署が一元管理できる態勢となっていない。

(4) システムリスクへの対応等が不十分な事例

【規模・特性等】

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 部内検査の充実を目的とした部署や、業務上の事故等の改善措置等を検討する部署等を設置し、態勢の整備を図ってきている。

【評価結果】

オペレーショナル・リスク管理態勢については、システムの開発・運用態勢について、以下のような問題点が認められるなど、不十分なものとなっており、改善の必要がある事例。

- ・ システム開発等に係る管理態勢については、ユーザーテストの時点で不備が発覚したシステムを、承認体制が不明確なままリリースした結果、正規の処理が行われず、重大な事故を惹起している。さらに、その後においても、リリース承認時の責任体制が不明確なままとなっている。
- ・ システム開発の進捗状況やシステム障害の発生状況については、経営陣に対し報告が行われていない。
- ・ システムへのアクセスに係る管理については、外部委託業者が規定に反し、障害発生等の緊急時以外においても、事前の了解を得ることなく、システムへアクセスしている。

2. 指摘事項について

(1) 事務リスクに係る経営陣への報告

営業店において、多数の現金違算が発生しているほか、顧客の死亡や通帳紛失の情報を得ながら事故コードを設定していないなど、事故やトラブルに繋がりにかねない取扱いが多数認められるが、事務事故等の本部への報告基準が明確になっていないことなどから、所管部署において、情報の把握・管理が不十分なものとなっており、事務事故等の発生原因の分析や再発防止策の検討等が十分に行えるものとなっていない。

また、経営陣はこのような事務リスク管理の状況等に係る問題点を十分把握しておらず、改善に向けた具体的な指示を行える態勢となっていない事例。
[地方銀行]

(2) 事務事故の再発防止

- ・ 海外送金において、多数の送金ミスが発生しているが、送金ミスの全体像を把握しておらず、ミスの要因分析を行っていないなど、再発防止態勢が不十分な事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 事務リスク管理態勢について、主管部署が、事務不備等の改善に向けた要因分析や再発防止策の検討等を行っていないほか、営業店に対する事務指導も行っていないため、内部監査において、役席カードの未承認使用や事故届の職員代筆など不適切な事務処理が繰り返し指摘されているほか、当局検査においても、預り証未発行での普通預金通帳の預りや定期積金通帳の長期未返却などの事故やトラブルに繋がりにかねない事務処理が認められる事例。[信用金庫及び信用組合]

(3) 自店検査

- ・ 渉外担当者が自ら行った渉外業務の検査を行い相互けん制が図られていない事例。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 実施していない検査項目があるにもかかわらず、実施済として本部へ報告を行っている事例。[信用金庫及び信用組合]

(4) システムリスクに係る経営陣の認識

度重なるシステム障害が発生しているにもかかわらず、危機管理マニュアルについて見直しを行っていないなど、経営陣の危機管理に対する認識が不十分なものとなっている事例。[地方銀行]

(5) システムリスクの認識・評価

システムリスクの認識・評価については、情報資産の洗出しに当たり、外

部と電子メールを送受信するシステムを対象としていないほか、把握したリスクへの対応策が明確なものとなっていない。また、その後に導入したシステムについて、リスクの把握が行われていない事例。[地方銀行]

(6) 情報セキュリティ管理

- ・ 情報セキュリティ管理について、委託先におけるセキュリティ管理状況を把握しておらず、セキュリティに関する重要情報が流出しているほか、OAシステム等の重要システムのサーバ設置場所への入室権限を職務の実態からみて必要のない者に対して与えているなど、不適切なものとなっている事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ ディーリングルーム等への入退室管理に関して、暗証番号の定期的な変更について規定していないことから、長期間にわたり暗証番号が変更されていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ 重要システムが設置されている機械室等への入室制限が講じられていない事例。[信用金庫及び信用組合]

(7) 不正プログラムの侵入防止策

不正プログラムの侵入防止策について、外部から行内に持ち込まれたフロッピーディスクによって、行内のパソコンにコンピュータウイルスが発見されるという事件が連続して発生しており、フロッピーディスク等記録媒体の持込禁止規定が遵守されていない状況であるにもかかわらず、所管部署において、同記録媒体の持込を防止するための改善策の検討や営業店への指導を行っていない事例。[地方銀行]

(8) 災害時等におけるバックアップ体制等

災害時等における基幹システムのバックアップについて、センター被災時の代替策が策定されていないほか、システム復旧後のバックアップデータの反映方法や、バックアップデータの搬出前に障害が発生した場合のデータの復元方法について、対応策が十分に整備されていない事例。[地方銀行]

(9) 外部委託管理

- ・ 業務委託先に係る管理態勢については、情報システムの開発や管理等を外部委託先に業務委託しているものの、規定において、具体的な委託管理項目や評価項目等を定めていないことから、コンピュータ稼動環境の整備や機器の保守点検などに係る評価等が十分に行われていない事例。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ システムの外部委託先に係る管理について、ATMの保守点検を委託し

ている外部委託先のプログラムミスなどから、ATM障害が発生しているが、主管部署において、同委託先に対し、再発防止策の策定を要請していないほか、定期的な業務評価も行っていないなど、十分なものとなっていない事例。[地方銀行]

x. その他

○ 名寄せデータの整備

- ・ 名寄せデータ整備に係る対策委員会は、データ整備不可能先の管理等に係る課題を認識しているが、具体的な対応策に係る検討を十分に行っていない事例。[地方銀行]
- ・ 預金保険機構が実施したシステムチェックの結果、多数の再確認事項が示されているにもかかわらず、確認作業の計画が立てられていない事例。[地方銀行]
- ・ 預金口座名寄せのため登録済データについて、電話番号とカナ氏名が同一で生年月日が相違する先等が多数認められるにもかかわらず、検証が十分に行われていない事例。[地方銀行]
- ・ データ未整備先について、データ整備不可能預金者の判断ができないまま、未整備となっているデータが多数認められるほか、データ整備不可能預金者に係る判定が誤っているデータが認められる事例。[地方銀行]
- ・ 整備済データの正確性に係る内部監査について、所管部署に対して営業店の監査結果が報告されていないほか、営業店から提出された改善策についても所管部署は把握していない事例。[地方銀行]
- ・ データ整備に係る内部監査の指摘について、所管部署がフォローアップすることとしているが、営業店に対する口頭指導にとどまっており、改善状況のフォローアップが行われていない事例。[地方銀行]

Ⅱ. 保険会社

ⅰ. 内部管理態勢

(1) ガバナンス機能の発揮

- ・ 経営陣は、内部監査の活用等による実態把握や、法令違反等業務運営上の問題の発見や改善の端緒としての苦情情報の活用も行っていないことなどから、保険金の不払い等重要な問題を見過ごしているなど、ガバナンス機能の発揮が不十分な事例。
- ・ 臨時費用保険金等の支払漏れについて、内部監査の指摘に対する改善措置や当局への報告の正確性の確保を担当部署任せとしているなど、ガバナンス機能の発揮が不十分な事例。

(2) 総合的なリスク管理態勢

総合的なリスク管理態勢について、担当委員会の下に設置した分科会に係る運営要領を整備していないことなどから、市場リスクに係るストレステストの計測結果や事務リスクに係る事務事故の対応状況等が、経営陣へ適切に報告されていない事例。

(3) A L M管理

A L M管理について、定額年金及び責任準備金対応債券のデュレーションマッチング等を運用担当部署が行っており、けん制機能が働かないものとなっているほか、その他の資産が、A L M管理の対象外となっている事例。

(4) 各種規程の整備

保険引受リスク等各種リスクの管理規程の策定に際し、妥当性の検証を十分に行わずに他社と同じ規程を導入したことから、自社の実情と乖離したものとなっており、当該規程と異なるリスク管理を行っている事例。

(5) 海外拠点の管理

- ・ 海外拠点で発覚した不正行為への対応について、所管部署が十分な調査を行っておらず、社長への報告ルールも長期間にわたって遵守されていないなど、経営陣による内部統制が機能していない事例。
- ・ 海外子会社において、当該子会社の代表者が、必要とされる取締役会の承認を得ない支出を行っているなどの不適切な事例が認められるにもかかわらず、海外担当部署が徹底した調査を行っていない事例。

(6) 内部監査

○ 内部監査態勢

内部監査態勢について、以下のような問題点が認められ、十分に機能していない事例。

- ① 本部各部署に対する監査は、本部監査に係るマニュアル等の整備が不十分なことから、一部の部署に対して試行的に実施されているにとどまっているほか、監査結果の作成や経営陣への報告が行われていない。
- ② 社内規程の周知・徹底が不十分なことから、支店等による代理店監査の結果が不良な代理店について、業務改善指導が適切に行われていない。
- ③ 内部監査部署は、事務リスクの担当部署が検討していた保険料誤りの問題など、各部署が抱える重要な問題について報告を受けておらず、監査の対象ともしていない。

○ 内部監査指摘事項のフォローアップ等

- ・ 内部監査指摘事項へのフォローアップについて、個人情報管理に係る自主点検チェックリストの見直しなど、指摘事項に対する改善措置の策定が遅延しているほか、内部監査部署による指導等も行われず、改善が図られないままとなっている事例。
- ・ 親会社による監査の結果が取締役会に報告されていないほか、指摘事項の中で改善報告を求められていない事項に係る検討が各部署任せで、全社的な対応が行われていないなど、監査結果の活用が不十分なものとなっている事例。

(7) 外部監査

監査法人からの指摘事項について、経営陣は、改善策等の報告は受けているものの、その実施結果について報告を求めておらず、外部監査結果を有効に活用する取組が不十分なものとなっている事例。

ii. 法令等遵守態勢

(1) コンプライアンス・プログラムの実効性

コンプライアンス・プログラムについて、各部署が抱える重要な課題を反映していないなど不十分なものとなっているほか、同プログラムの中間期の進捗状況の評価において、未履行事項の原因分析を行っていないなど、フォローアップも不十分なものとなっている事例。

(2) 内部通報制度の有効性

職員からの内部通報による不正行為の防止及び早期発見等を目的として設けられたコンプライアンス・ホットラインについて、職員に目的等の周知

が徹底されていないことから、利用実績が少なく、有効に活用される態勢となっていない事例。

(3) リーガルチェック

リーガルチェックについて、法務担当部署が受け付けた懸賞企画に関する照会に対して、上位職のチェックが行われずに、不当景品類及び不当表示防止法に基づく景品の価格の上限について担当者が誤った回答を行っている事例。

(4) 不祥事件等への対応

- ・ 報告ルールが明確になっていないため、作成契約のおそれがある案件が、コンプライアンス委員会に報告されることなく、不十分な調査のまま問題なしとして処理されている事例。
- ・ 営業推進部署が不正契約の処分等を所掌しており、けん制機能が働く態勢となっていないことや、不祥事件の定義についての基準が不適切なことなどから、不祥事件を正しく認識できず、当局への届出漏れが認められる事例。

(5) 不着となった保険証券の管理

不着となった保険証券の管理について、支店等が作成契約の有無などの不着原因の調査を実施しておらず、本部もこれを看過している事例。

iii. 保険募集管理態勢

(1) 無登録募集

法令に定める募集禁止行為等の教育・指導を徹底していないことなどから、保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明をコールセンターのオペレータが無登録で行っている事例。

(2) 代理店管理

代理店において、保険料の立替や契約者に重要事項の説明を行っていないことなどの法令違反が認められ、代理店の管理が不適切な事例。

(3) 受託商品の募集

損害保険会社において、生命保険会社から受託している生命保険の募集に関し、担当部署が代理店等の実際の販売力と乖離した過大な目標額を設定しており、業務運営が営業偏重となっていることから、法令違反となることを知りつつ職員自らが保険料の負担等を行っている事例。

(4) 他人の生命保険の募集管理

企業が保険契約者及び保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする生命保険契約の募集について、

- ・ 被保険者に対する重要事項の説明や被保険者の同意の確認等を保険契約者任せとし、被保険者の同意がとれているとの保険契約者からの申出に従って、職員が被保険者の名前の印鑑を使用して被保険者の同意書に押印している事例。
- ・ 企業の福利厚生制度を補完することを目的とした保険であることを被保険者が了知しているかを確認できるものとなっていない事例。

(5) 電話による保険募集

電話による新規契約に係る保険募集について、顧客からの保険料の入金をもって契約を締結しており、顧客からの保険契約申込書の返送による契約意思の確認を行っていないほか、重要事項説明の了知の確認が適切に行われていないものが認められており、事業方法書の規定と異なる取扱いとなっている事例。

(6) 団体契約等の管理

団体契約等の管理について、社内規程に基づく取扱いが徹底していないことに加え、システムによるチェック、支店等の自主点検及び内部監査による点検が不十分なことから、団体の被保険者数等に対応する割引率の適用を誤って特別の利益の提供となる保険料の割引（保険業法第 300 条第 1 項第 5 号）を行っているなど不適切な取扱いが認められる事例。

(7) 不当な乗換募集に対する防止策

不当な乗換募集に対するけん制を目的とするサンプリング調査について、サンプル数が僅少であることに加え、不適正事象の存在を示す調査報告に対して所管部署が適切に対応していない事例。

(8) 乗換契約の募集管理

乗換契約の募集管理態勢について、募集時において、解約控除額の負担など、契約者にとって不利益となる事項に関する説明が、募集人により適切に行われているか把握していない事例。

(9) 保険募集資料等の表示の適切性

○ 募集文書の審査

- ・ 営業職員が本部に無断で作成した募集文書の内容に誤りがあったため、契約者が定期保険を高利殖商品と誤認して契約を締結している事例。

- ・ 所管部署により承認済である募集文書等を改定する場合において、職員に対する周知・徹底が図られていないことや、管理者によるチェックが不十分なことなどから、所管部署による審査が行われていない事例。
- ・ webサイトに掲載する募集文書の管理について、所管部署が不明確となっているなどチェック体制が不十分なことから、契約が可能となる年齢等について、誤った情報を長期間にわたって掲載している事例。

○ 募集に係る研修資料の管理

募集に係る研修資料について、コンプライアンスチェックが適切に行われておらず、自社のことに言及していない雑誌記事の見出しをあたかも自社を評価しているかのように用いた募集補助資料や「保険を預金のようなものだ」と説明する話法を掲載するなど、契約者に保険を預金と誤認させるような内容となっている研修資料が担当部署の判断で使用されている事例。

iv. 顧客保護等管理態勢

(1) 保険契約管理態勢

○ 取扱者が不在となった契約の管理

代理店の廃業や職員の離職によって取扱者が不在となった契約の管理について、契約保全のための対応方針や管理規程がなく、担当部署任せの対応となっているため、保険料の未納や失効契約に対する対応が適切に行われていない事例。

○ 生命保険協会発出のガイドラインへの対応

17年6月に（社）生命保険協会から発出された「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」について、担当部署が不明確なことなどから、対応方針やスケジュール等に関する全社的な検討が行われておらず、正しい告知を受けるための取組が不十分なものとなっている事例。

○ 解約手続

解約手続については、委託先における対応放置を主因として、処理が大幅に遅延していることに関し、契約者等から多数の苦情が寄せられているにもかかわらず、実態の究明や対応策の策定等が行われていない事例。

(2) 保険金等支払管理態勢

○ 保険金等の支払い

- ・ 臨時費用保険金の査定マニュアルが整備されていないこと、サービスセンターの職員に対し商品に関する十分な教育が実施されていないこ

と、支払保険金の項目についてチェックが行われていないことなどの問題が認められ、保険金等の支払管理が十分に行われていない事例。

- ・ 支払査定時において不適切な募集の疑いが認められた契約について、募集取扱者に対する調査や監査部署に対する不正疑義案件としての報告を行わずに告知義務違反により不払いとしている事例。

○ 給付金の支払

手術給付金に係る約款の改定後の支払いについて、保険金支払担当部署内の申し合せにより、旧約款の保険契約者に対しても新約款を適用することとしたため、旧約款に基づく給付倍率より低い新約款に基づく給付倍率を適用し、手術給付金の支払額が過少となっている事例。

○ 未請求事案の管理

保険金受取人等からの保険金等の請求書類が整っていないため処理が滞っている事案の処理について、保険金受取人等に対して一度も督促を行うことなく時効が到来しているものや、通院の事実を認識していたにもかかわらず、請求書の通院欄に記入がないことから、通院給付金の請求意思が低いと一方的に判断して、取下げとして処理している事例。

○ 告知義務違反による契約解除

告知義務違反について、被保険者の故意又は重過失責任に該当しないにもかかわらず、契約解除を行っている事例。

(3) 苦情処理態勢

- ・ 取締役会への報告が、保険金支払担当部署において苦情と認識した件数やその増減のみであり、経営陣が苦情の実態を適切に把握できるものとなっていない事例。
- ・ コールセンターのオペレータに対する苦情の定義の周知・徹底が不十分となっていることに加え、苦情に該当するか否かの判断をオペレータ任せとしていることから、受け付けた苦情が、所管部署へ報告されず、苦情として認識されていない事例。
- ・ 営業職員等に対する苦情の定義の周知が不十分なことなどから、担当部署への報告が行われておらず、多数の苦情が把握されていないことや、担当部署においては、寄せられた苦情について、苦情内容の分類を行うにとどまり、踏み込んだ原因分析や抜本的な対応策を講じていない。このため、同様の苦情が繰り返し発生している事例。

(4) 顧客情報管理態勢

- ・ 個人情報等の社外持出や複写等についての社内規程が遵守されていないほか、使用後の個人情報等が廃棄・消去されているか否か把握していない事例。
- ・ 技術的安全管理措置が適切に講じられていないことなどから、センシティブ情報を含む個人情報について、関係グループ会社の職員が担当業務に関係なく閲覧や複写が可能な状態となっている事例。
- ・ 代理店システムの利用停止の処理が遅延していることから、廃止した代理店において契約内容等の個人情報が閲覧可能な状態となっている事例。

v. 財務の健全性・保険計理に関する管理態勢

○ 責任準備金等の積立ての適切性等

- ・ 責任準備金について、未経過保険料の計算プログラムが算出方法書に規定する計算式を正しく反映しておらず、関係部署も見過ごしていたため、払戻積立金等の積立額に過不足が生じている事例。
- ・ 関係部署間の連携が不十分なことから、所管部署において一部の保険商品について責任準備金等の計上処理を行っていない事例。
- ・ 各サービスセンターが作成した備金計上処理について所管部署はチェックを行っていないことから、支払備金の計上漏れが認められる事例。

vi. 保険引受リスク管理態勢

(1) 保険引受リスク管理態勢

○ 高額契約等の引受

保険金額が高額となる契約等の引受について、支店等から契約管理部署へ事前に承認申請することが内部規程において定められているが、事前の承認申請が徹底されておらず、保険金額の削減や謝絶等の引受時の危険選択を適切に行う態勢となっていない事例。

○ 使用目的区分の適切性の検証

自動車保険の保険料率における使用目的区分について、契約者が告知した使用目的と使用実態が相違した契約が多数認められることが料率検証担当部署に報告されておらず、検証が不十分なものとなっている事例。

(2) 再保険に関するリスク管理

○ 出再先の管理

再保険の管理に関し、リスク管理部署は、担当部署から出再先の格付について報告を受けているが、再保険の収支動向や出再の効果等について十分な検討を行っていない事例。

○ 再保険に係る事後検証態勢

再保険取引について、検討過程等が記録されておらず、当該取引の適法性等について事後検証できる態勢となっていない事例。

vii. 資産運用リスク管理態勢

(1) 資産運用リスク管理態勢

○ 資産運用リスク管理の取締役会への報告

資産運用リスク管理について、取締役会への報告頻度が規定されておらず、取締役会に出席する監査役等が資産運用リスクを定期的に把握する態勢になっていない事例。

(2) 市場関連リスク管理態勢

○ 金融資産の評価

クレジットデリバティブや仕組債など市場価格がなく時価評価が困難な金融資産の評価について、購入先から提供された時価を採用するに当たり、担当部署が金融商品会計に関する実務指針に則しているかの検証を行っていない事例。

(3) 信用リスク管理態勢

○ 自己査定基準

特定目的会社向け貸付金の自己査定について、自己査定マニュアルに具体的な査定方法や基準が定められていないことから、特定目的会社が保有する不動産に係る鑑定評価の確認以外、特定目的会社の実態把握等が行われていない事例。

(4) 不動産投資リスク管理態勢

○ 所有不動産の自己査定

所有不動産の自己査定について、建物の現況確認を行わずに資産評価を行っており、審査担当部署のチェックも機能していないため、利用不能な建物について過大に資産計上している事例。

viii. オペレーショナル・リスク等管理態勢

(1) 事務リスク管理態勢

○ 事務リスク管理

所管部署が各部署の事務事故発生状況の報告や管理の実態を検証していないほか、支店等で発生した事務事故が報告されておらず、発生原因分析や防止策の策定等が行われていない事例。

○ 事務ミス等の再発防止策

事務ミス等について、発生原因の分析や再発防止のための事務処理マニュアルの整備が不十分であり、有効な再発防止策等が策定されていないことから苦情に繋がった事務ミスが繰り返し発生している事例。

○ 業務の外部委託

業務の外部委託に当たり、社内規程に基づく信用調査等の手続を行っていないものや、事務リスク管理担当部署から手続の不備について指摘されているにもかかわらず是正していないものが認められるなど、適切な管理が行われていない事例。

(2) システムリスク管理態勢

○ 情報セキュリティ管理

アクセス権限がない職員が退職者の職員ID及びパスワードを不正に使用して、社内システムへアクセスしている事例。

○ システム障害時の対応等

- ・ システム担当部署がコンティンジェンシープランを策定していないほか、経営陣に対する報告事項及び時期についての規定を整備していない事例。
- ・ 経営陣への報告ルールが整備されていないことから、クレジットカードによる保険料の支払いができない事例など、顧客に重大な影響を与える障害が発生したにもかかわらず、発生状況や処理結果が経営陣へ報告されていない事例。

○ システムの防災対策

システムの防災対策について、システムのバックアップが隔地保管されていないほか、コンティンジェンシープランにおいて顧客との窓口確保に向けた対応策等が整備されていない事例。

Ⅲ. 行政処分に繋がった検査

立入検査及びその後の報告徴求により法令等遵守態勢などについて行政処分が行われた事例は、当庁ホームページの「報道発表資料」(<http://www.fsa.go.jp/news/index.html>)に掲載されているので、参照願います。

i. 主要行等及び外国銀行支店

- (1) 新生信託銀行株式会社（平成 18 年 4 月 26 日）
- (2) J P モルガン・チェース銀行東京支店（平成 18 年 4 月 5 日）※
- (3) J P モルガン信託銀行株式会社（平成 18 年 4 月 5 日）※
- (4) 韓国外換銀行在日支店（平成 18 年 3 月 3 日）
- (5) ステート・ストリート銀行東京支店（平成 18 年 1 月 27 日）※
- (6) ステート・ストリート信託銀行株式会社（平成 18 年 1 月 27 日）※
- (7) バンコック銀行在日支店（平成 17 年 11 月 18 日）※
- (8) フィリピン・ナショナル・バンク東京支店（平成 17 年 9 月 21 日）※

ii. 信用金庫及び信用組合

- (1) 北門信用金庫（平成 18 年 6 月 16 日）
- (2) ひまわり信用金庫（平成 18 年 6 月 16 日）

iii. 保険会社

- (1) 三井住友海上火災保険株式会社（平成 18 年 6 月 21 日）
- (2) 株式会社損害保険ジャパン（平成 18 年 5 月 25 日）
- (3) チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー（平成 17 年 11 月 30 日）※
- (4) 明治安田生命保険相互会社（平成 17 年 10 月 28 日）※

(注) ※印が付されている金融機関に対する検査は、平成 16 検査事務年度に立入検査を実施したものであるが、行政処分が 17 検査事務年度に行われたものである。